鉄鋼加工製品		磨棒鋼、鉄線、冷間圧造用炭素鋼線、硬鋼線、溶接棒心線、針金、亜鉛めっき硬鋼線	従事者三十名以上のもの		鉄鋼月報（その七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	特殊鋼熱間圧延鋼材		全部		鉄鋼月報（その五）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
					鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	特殊鋼冷間仕上鋼材	磨帯鋼、冷延広幅帯鋼、冷延鋼板	全部		鉄鋼月報（その五）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
					鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
		磨棒鋼、冷間圧造用炭素鋼線、PC鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、その他の特殊鋼線	従事者三十名以上のもの		鉄鋼月報（その七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	鋼管	普通鋼鋼管、特殊鋼鋼管	全部		鉄鋼月報（その六）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
					鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	鋳鉄管		従事者三十名以上のもの		鉄鋼月報（その七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	鋼索、PC鋼より線、金網、鉄くぎ、電気溶接棒、ドラム缶、十八リットル缶、食缶、一般缶		従事者三十名以上のもの		鉄鋼月報（その七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
一般機械器具	ボイラ及び原動機（自動車用、二輪自動車用、鉄道車両用及び航空機用のものを除く。）	内燃機関、ボイラ、蒸気タービン、ガスタービン	はん用内燃機関、舶用ディーゼル機関	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その一）	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その一）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
				経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その一）	一部	翌月十五日	経済産業大臣		